



議 事 結 果

1 海老名市景観計画区域内における行為の届出にかかる景観形成基準への適合について（諮問）

（1）株式会社日本エスコンによる建築物の新築及び開発行為

結論：令和6年11月25日付け海都計発第33号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。

なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ① 建築物においては、圧迫感を軽減するため、タイル仕上げ面、手すり面等の配置を工夫するとともに、ベースカラーの明度を高く設定すること
- ② 敷地東側については、可能な限り緑が映えるような植栽計画とすること

（2）イワタニフーズ株式会社による開発行為

結論：令和6年11月25日付け海都計発第33号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。

なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ① 屋上機械設備については、歩行者等周辺からの見え方に配慮し、目隠しフェンスなどによる修景を施すこと
- ② 植栽については、県道46号線沿いにシンボルツリー（サクラ）を配置するとともに、その他の植樹については、単一的な配置とならないよう変化に富んだ計画とすること

以上